

別紙

温室効果ガス排出削減計画

氏名	(法人にあっては名称) アテツ石灰化工株式会社		住所	(法人にあっては主たる事業所の所在地) 〒 7 1 9 - 2 5 5 1 新見市井倉 5 2 7 - 1	
本票作成	部署名：技術課				
主たる業種	分類コード	21	業種名：窯業・土石製品製造業		
事業の概要	生石灰の製造・加工、従業員数：12名				
県内の主な工場等	番号	工場等の名称		所在地	
	①	井倉工場		新見市井倉 5 2 7 - 1	
特定事業者の該当要件	<input checked="" type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500kℓ以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input type="checkbox"/> ③CO <sub>2</sub> 換算3,000t以上 (●工場等の数 1 所 ●車両台数 (②該当の場合) 台)				

計画期間	令和 2 年度 ~ 令和 6 年度 ( 5 箇年度)								
削減目標	いずれかを選択	<input type="checkbox"/> 総排出量基準	目標削減率 5.0 %	目標区分	20%以上	20~15%	15~10%	10~5%	5%未満
		<input checked="" type="checkbox"/> 原単位基準						○	
温室効果ガス排出量	基準年度 (令和 元 年度)			目標年度 (令和 6 年度)					
	14,893 t CO <sub>2</sub>			14,148 t CO <sub>2</sub>					
基準年度の主な工場等の排出量	番号	工場等の名称		基準年度 (令和 元 年度) の排出量					
	①	井倉工場		14,893 t CO <sub>2</sub>					
				t CO <sub>2</sub>					
				t CO <sub>2</sub>					
				t CO <sub>2</sub>					

※ 「計画期間」欄には、5箇年度以内で特定事業者が定める期間を記入する。

(原単位基準の削減目標を選択した場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係をもつ値の内容		原単位当たり排出量	
	生石灰製品製造に要するエネルギーに伴って発生するCO <sub>2</sub> を生石灰生産量で除した値		基準年度	目標年度
			215.100 kg CO <sub>2</sub> / ( t / CaO )	204.300 kg CO <sub>2</sub> / ( t / CaO )

(該当事業者のみ記入)

ベンチマーク	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値 (令和 元 年度)	達成率 (%)
指標の状況				

【目標削減率設定の基本的な考え方】

省エネ法に基づく「工場等判断基準」のエネルギー使用量年平均1%以上削減を基本とし、基準年度より1%ずつ削減、5カ年計画で5%削減を目標とする。

**【目標削減率達成のための推進体制】**

- ・省エネ法に基づく、省エネルギー推進体制を整備
- ・社長をエネルギー統括者とし、エネルギー企画推進者、エネルギー管理者を選任し、省エネルギーを推進

**【排出量削減のためのこれまでの主な取組】**

工場等の名称	取組内容
井倉工場	1. 搬送設備の能力を見直しを行い、適正な搬送能力設備に更新 2. 受変電設備の更新に際し、高効率の変圧器を導入 3. 中央操作室監視モニターに熱源単位及び電力を見える化 4. 石灰焼成炉の炉修に合わせて築炉材の更新（放散熱低減） 5. 焼成炉に原料となる石灰石投入の際の漏風低減による主排風機の動力低減及び熱源単位削減

**【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】**

工場等の名称	措置内容
井倉工場	1. 焼成炉のリサイクル燃料（再生油）の使用比率を上げる 2. 主排風機及び、送風機のファン更新（インバーター化） 3. 照明設備の更新の際にLED照明を採用 4. 排ガスから熱回収を行い、有効利用を図る 5. 燃焼空気比の適正管理

**【森林保全等吸収源対策への取組計画】**

県内での取組	無	
その他	無	

**【再生可能エネルギーの導入計画】**

県内での取組	無	
その他	無	

**【その他特記事項】**

生石灰製造プロセスにおいて石灰石の熱分解反応により温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>が排出されるが、生産量が増加すれば、CO<sub>2</sub>排出量も増加する。製造プロセスに伴うCO<sub>2</sub>排出量（非エネ起源、5.5ガス）の削減は、現時点では生産量を減らすしか方策が無い。計画書では管理可能な燃料由来のCO<sub>2</sub>排出量（エネ起源）を削減目標とする。また、県の条例による温室効果ガス公表制度の要件「常時雇用する従業員が21名以上」から外れるため、非エネルギー起源によるCO<sub>2</sub>（5.5ガス）排出量は報告しない。（エネルギー起源によるCO<sub>2</sub>発生量のみ報告）